

伊那市産学官連携拠点施設利用料金等の減免に関する基準

○伊那市産学官連携拠点施設利用料金等の減免に関する基準

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、伊那市産学官連携拠点施設条例（令和4年伊那市条例第 号）第12条の規定による利用料金の減額又は免除又は同条例第24条の規定による使用料の減額又は免除（以下これらを「減免」という。）に関し、その減免の基準を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 利用料金又は使用料（以下「利用料金等」という。）の減免に係る対象事由及び減免額は、別表1、別表2に定めるところによる。

(補則)

第3条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

共用施設（多目的ホール、会議室、ウェブルーム、キッチン及び展示コーナー）

対象事由	減免額
1 伊那市又は伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催するもの	全額
2 伊那市又は伊那市教育委員会が共催するもの	全額
3 伊那市内の保育園、小学校、中学校又は養護学校がその管理下で行うもの	全額
4 市長が特に必要と認める場合	市長が必要と認める額

別表2（第2条関係）オフィス専用施設（貸オフィス）

1 信州大学、信州大学発ベンチャー認定企業	2分の1の額
2 その他大学、短期大学、教育機関、大学等発ベンチャー認定企業	3分の1の額
3 市長が特に必要と認める場合	市長が必要と認める額